

平成31年宇治田原町議会運営委員会

平成31年3月27日

午後2時開議

議事日程

- 日程第1 平成31年第1回(3月)定例会について
・議事日程(第5号)について
- 日程第2 ●●(新元号)元年第2回(6月)定例会日程(予定)について
- 日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	8番	松本健治	委員
副委員長	3番	今西久美子	委員
	1番	山内実貴子	委員
	6番	原田周一	委員
	9番	谷口重和	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席議員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷明君
企画財政課長	矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午後2時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、こんにちは。昨日、今日だいぶ気候も状況も変わってまいります。今月も1日に氏神さんの月次祭がありましたけど、もうぼちぼち1ヶ月というので、あと、綴喜のまもなくそういう月次祭を迎えると、こういう段階になりました。最近は、こういう時期になると非常に昔は春が来たということでありましたけれども、いろんな花粉症でお悩みの方もいらっしゃいますし、どうぞくれぐれもご自愛をいただきたいというふうに思います。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきありがとうございます。本日の委員会は、平成31年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたしたいと思います。座らせていただきます。

それでは、ここで副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆さんこんにちは。本日は議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。開会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げたいというふうに思います。また、松本委員長、今西副委員長のもと、各委員にはいろいろとお世話になりますけれども、よろしく願い申し上げます。

今も委員長のほうからもございましたけれども、季節的にもだんだん暖かくなる中で、役場の横の桜も今か今かというような時節を迎えているところでございます。そうした中、3月24日の日には待望の国道307号線の奥山田バイパスのほうが開通いたしまして、議員全員ご出席のもと本当に長年のかかった工事でもございましたけれども、地元の方々と大変喜びをともにしながら、非常に町としても感謝をしているところでございます。ただ、あぁいったバイパスができることによりまして、交通安全にだけは地元の方にも十分にお伝えはしておりますけれども、非常に危惧しているところでございまして、何よりも安全を願っているところでございます。また、昨日宇治茶のお茶のバスということで、お茶のバスがスタートいたしまして、昨日京都府のほうで出発式を行われまして、本町には4月7日の日から日曜日と祝日に入っただけというようになっておりますので、こういったバスを利用しながら本町に各地からいろんな方々を迎えをしていきたいと、そうした賑わいのある町にしていきたいと、このように思っておりますので、また、ご指導のほうをお願いをしていきたいというふうに思います。

それと先だって、昨日京都新聞に載っておりましたけれども、2月11日には住民の声を生かす仕組みをとということで、議会改革の中で住民と議会の懇談会ということで、

開催をいただきまして、大変ご苦労さまでございました。昨日の京都新聞の山城版に大きく宇治田原町議会の本当に皆さん方にご活躍いただいているところが掲載されている中でございまして、本当に日頃から大変ご苦労いただいて、それぞれご活躍をいただいているということに、本当に感謝を申し上げるところでございます。

そういった中で、第1回定例会の開会も3月4日に開会をいただきまして、明日一応定例会最終予定ということで、大変ご苦労いただいているわけでございますけれども、この間議会運営には大変お世話になりました。この間にいろんな常任委員会あるいはまた一般質問、また、特別予算の委員会等々でいただきましたことにつきましては、十分に熟知する中でしっかりと対応していきたいというように思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げたいというように思います。

結びに、また、明日定例会ということでいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げ、そしてまた、こういった時期でございますので、まだ昼間は暖かく、また夜になりますと冷え込みますので、お体には十分にご注意をいただく中で今後も引き続いて、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますけれども、議会運営委員会開会に当たりましての日頃からのお礼のご挨拶にさせていただきたいと思っております。お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

日程第1、平成31年第1回（3月）の定例会についてを議題といたします。

議事日程第5号について、事務局からご説明をお願いします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付をさせていただいております平成31年第1回宇治田原町議会定例会の議事日程第5号につきましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

平成31年3月28日明日木曜日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1及び日程第2、議案第15号、第16号の人権擁護委員候補者の推進につきましては一括議題とし、質疑討論を行い、全員協議会のほうで確認もとれておりますので、一括採決を予定させていただいております。

次に、日程第3から日程第5、議案第12号から議案第14号までの3議案につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、谷口重和委員長より委員長報告後一括して委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後12号か

ら順に各議案1件ずつ討論、採決を予定させていただいております。

なお、この総建に付託されましたうちの12号、水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、今西議員のほうから反対討論の申し出がございましたので、討論の後採決とさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、日程第6から日程第11までの予算関係の6議案につきましては、予算特別委員会に付託となっておりますので、予算特別委員会の藤本委員長より各議案についての委員長報告をしていただくこととなっております。その後、この6議案につきまして一括して委員長報告に対する質疑をしていただくというふうになります。そして、議案第6号から第11号までの議案1件ずつ討論、採決という形で進めていただきたいというふうに考えております。

なお、議案第6号の一般会計予算につきましては、今西議員から反対討論、そして浅田議員から賛成討論の申し出がございましたので、反対討論、そして賛成討論、そして採決という形で進めていただきたいというふうに考えております。また、議案第8号、後期高齢者医療特別会計と議案第10号の水道事業会計予算につきましては、山本議員から反対討論の申し出がございましたので、討論の後採決とさせていただきたいというふうに考えております。

そして、最後になります日程第12、閉会中の継続調査の申し出につきましては、従来どおり議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、そして新庁舎の特別委員会、新名神の特別委員会、小中の特別委員会、広報編集委員会と7つの委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としておりますので、最後の日程に挙げさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（松本健治） ただいま事務局から説明のありました内容について、質疑等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、これをご了承いただいたということにしたいと思います。

以上、3月定例会についてはこれで終了いたします。

次に、日程第2、まだ元号が不明でございますけれども、元年ということになります。第2回の6月定例会日程予定について議題といたします。

先に私のほうからご提案申し上げたいというふうに思います。配付させていただきま

した資料、定例会の日程の予定と書いてありますけれども、ごらんをいただきたいというふうに思います。本会議と委員会と分けてありますが、本会議のほうでまずごらんいただきたいと思いますけれども、6月6日が開会日ということで、定例会開会、10時からでございます。逆に閉会が先に申し上げますと20日の木曜日ということで、15日間という予定になっております。途中再開日ということで一般質問の状況によりますけれども、これは1日目、そして12日が予備日ということで2日目を設定をするということにしております。

次に委員会のほうでございますが、関係の部分ということで申し上げますと、これは議運、いつも開会前にやりますが、それについて5月30日、それからあと、一般質問の受付日が31とちょっと飛びまして3日の日に設定をして、抽選が3日ということになっています。そして、全員協議会、議員協議会というふうになります。13日、14日が総務建設常任委員会と文教厚生常任委員会、そういうような形になっています。これも内容によりますが、17日の月曜日に予算特別委員会ということで一応予定としております。19日が、これは本日のように次の定例会の内容確認ということも含めてこの日に開催されます。20日は全員協議会ということで、終了後広報編集委員会と、こういう予定を設定をさせていただいております。

一応、私のほうから今、ご説明申し上げました、ご提案しました内容について質疑等ございましたら、ご発言をお願いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしゅうございますか。

それでは、ないようでございますので、これをご了承願って6月の議会運営委員会で正式に決定をしていきたいということになります。そのようにしたいと思います。

それでは、次に日程第3でございます。その他でございます。この際、何かございましたらご発言をお願いしたいというふうに思います。総務部長。

○総務部長(奥谷 明) ご苦労さまでございます。私のほうからまず1つ、明日3月28日閉会後の全員協議会での報告内容につきまして、まず申し上げたいと存じます。

全員協議会では2件のご報告、ご説明を申し上げたいと存じます。まず1つが、平成31年度宇治田原町の職員人事異動についてということで、4月1日付で職員の人事異動を予定いたしておりますので、その趣旨、特徴、また、各職種の数ですとか昇格者数というような内容のご報告を申し上げたいと存じます。総務課所管でございます。それともう1点は、社会教育課所管になりますが、総合文化センター等の休館日等につい

てということで、これも4月1日から祝日開館等の振り替え休館、そういうようなものを廃止いたしまして、シンプルにまたわかりやすく利便性を高めるということで、基本的には火曜日を全て休館日とすると、文化センターとか図書館とか体育館関係でございますけれども、そのような内容のご説明、また、図書館の空調設備の更新工事を行います、それに伴います臨時休館、文化センター、図書館の臨時休館等につきまして社会教育課のほうからご説明を申し上げるということで、恐れ入りますが明日の全員協議会につきましては、その2件につきましてご説明を申し上げたいと存じます。以上でございます。

○委員長（松本健治） ただいま報告のありました2件について予定をしております。

ほかにございませんでしょうか。それでは、谷口議長。

○議長（谷口 整） ちょっと3月議会を振り返って、この間の不規則発言というのですか、そこらについてちょっといかなものかという部分がありますので、まず1つは、一般質問の山本議員の質問に対して、町のほうが3回目の質問についてすぐに答えてもらえなかったというか、取りようによってはもう何か答弁をしないというような感じに見受けられた部分があったのですけれども、これについても、やはり3回というルールがあつて、内容は別として、やはりきちっと議員の質問については答えてもらわないかんの違うかなということが1点。そしてまた、先般の予算委員会で町長のほうから通告がなかったという不規則発言があったのですけれども、あれも通告があつた内容で、そのすり合わせは別として、それについて答えようとしなないという態度について、ちょっと少しどうなのかなというようなことがありましたので、次の6月議会に向けてその辺りをこの議会運営委員会の場ですので、ちょっと委員長にそこらについての整理というんですか、それについていかなものかという私の思いがありましたので、ちょっと委員長の見解なりこの場で、場合によっては議論してもらったらどうかなというふうに思います。

なお、予算委員会については委員会終了後、委員長から町長に注意をしたということも聞いておりますので、今申しましたようにこの間に2回そういうようなことがあつたと思いますので、そこらについてちょっと議論してもらえへんかなというふうに思います。

○委員長（松本健治） ちょっと先に皆さん、ちょっとご意見を聞きたいというふうに思いますので、どなたか。副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの谷口議長からのご指摘につきまして、私のほうからお

詫びを申し上げたいというふうに思っております。

まず、おっしゃりましたように今回の一般質問におきまして、議員の質問に対しまして不規則な発言等々を行う中できちとした対応ができなかったということで、大変申し訳なく思っているところでございます。それ以外にも個々にお話をして、ちょっと耳障りなことがあったのかいうように思いますけれども、こういったことについても大変深くお詫びをさせていただきたいというふうに思っております。それと、予算特別委員会におきましても、委員のほうから通告を委員長に出ているにも関わらず聞いていないというような発言がありまして、大変申し訳なく思っております。既に通告もいただいておりますし、その旨対応したらいいところでもございましたけれども、大変申し訳ない不適切な対応をしたということで、申し訳ないというふうに思っております。

今議長さんからもございましたように、その日に予算特別委員会の委員長からも町長のほうに注意をいただきまして、お叱りを受けたところでございまして、今後こういうことがないように対応していきたいというふうに思っております。そういう中、この3月議会でそういう点が多々ございましたので、今後こういうことがないように、6月議会にはきちとした対応で臨んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げ、まことに申し訳ございませんけれども、まず、お詫びを申し上げたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（松本健治） 今、副町長からも先にそういうお話を頂戴しておりますので、私も当然あの場において、状況、雰囲気を見ておりまして、やはり今公開を全てしているわけで、議員だけではなくて、やはり町民の、住民の方も聞いておられる、その中で、やはりいささか、注意をしていかないかん、そういうような部分になっているかなというふうに思います。多分、その住民の方からご意見を頂戴しているわけではないのですが、私自身はないのですが、あまり良くない、そういう言動はどうかというふうに思います。特に、よく最近気になるのは、発言されている途中で気になる態度をされる、そういうようなことも散見されますので、ここらはお互い、議員も当局、理事者の皆さんも注意しなければならんというふうに思いますので、今後、今もそういうお話を頂戴した後ですので繰り返すのはやめますが、お互い注意していこうと、そういう議会としてのやはり品位もありますから、そういう対応をぜひ、お願いしておきたいと思っております。

ちょっとそういうことを申し上げておきたいと思っておりますが、特によろしいですね。そういうことで。

そういうことで、一つよろしく。できましたら、私のほうからももう一度こういう議

運の会議が終わった以降にもう一度話したいというふうに思います。委員長としてしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、ほかにございますでしょうか。総務部長。

○総務部長（奥谷 明） すみません、もう1点その他といたしまして、今後のちょっと予定につきまして、私どものほうからご説明を申し上げたいと存じます。

次回の本会議でございしますが、ここ数年人事案件がございました関係で、5月頃に臨時議会のほうをお願いしておったわけでございますけれども、今回につきましては、現時点では人事案件等の案件はございませんので、このままでいきますと次の本会議は6月定例会になろうかとは思いますが、もし、何か急な補正ですとか条例案件等がございましたら、そういうケースが生じた折には、また改めましてご相談申し上げたいと存じますが、今のところ、今度は臨時会の予定は今のところ私どもからお願い申し上げる状況にはないということを申し上げておきたいと考えてございます。

なお、3月31日付で専決処分させていただきまして、4月1日施行させていただきたい条例で3件ございます。これらは全て、地方税法の改正ですとか、介護保険法の改正によりまして、今申し上げました日にちで、3月31日で専決をさせていただきまして、4月1日で施行とさせていただきたいと考えておるものでございますけれども、今のところ宇治田原町税条例、それから国民健康保険税条例、そして介護保険条例、この3件につきまして3月31日付で専決をさせていただきまして、4月1日施行とさせていただきたいと考えてございます。つきましては、これにつきましても当然臨時議会があればそちらでご報告させていただきましますし、もし、6月議会ということになりましたら、そこにおきましてご報告をさせていただきたいと考えておるところでございまして、現状、私どもの事務上、このような案件を予定しておりますということをご報告申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員長（松本健治） わかりました。

次に、それ以外に何かございましたらお願いしたいというふうに思います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 一般質問についてちょっと提案があります。というのは、今現在ほとんどの議員が一問一答で3回までと、そういう今形式になっていますけれども、今すぐとは言いませんけれども、そのまま会場の準備ができ次第とか、新庁舎になってからとか、そういう時点で、やはり時間制限をかけて回数は制限なしと、そういうふうにまた改めるものも一考かと思うのですが、皆さんのお考えはどうでしょう。

○委員長（松本健治） 今、谷口委員のほうから提言がございましたけれども、基本的に

一度この議運で検討してくれと、ちょっと次回からという、そういう話ではないんですよ。

今、そういう一般質問について一つの提案がございましたけれども、皆様方のご意見をまず、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。原田委員。

○委員（原田周一） 今、谷口議員のご意見については、以前基本条例が検討されたときもそういった意見が出たのですけれども、そのためには今言われたように、時計とかいろんなその設備的なものとか、準備が必要やということで現在の3回というふうになったように記憶しています。よって、今どうのこうのではなくて、それはまたその新庁舎のこともありますので、それをとらまえて実施していくという方向でもいいんじゃないかとは思いうんですけれども。

○委員長（松本健治） その他ございますか。ご意見は。山内委員。

○委員（山内実貴子） そうですね、新庁舎までに議運であったり、全協であったりで話をする機会を設けるということにしたらどうかと思います。

○委員長（松本健治） ほかがございませんか。谷口議長。

○議長（谷口 整） 今、原田委員のほうから今までの経過で、新庁舎で云々という話があったようなんですけれども、時間制限というやり方も2通りあると思うんです。例えばおおむね1時間というふうに決めれば、1時間たつてぶつと切るのではなく、あとの整理の時間、それが結果として1時間5分になってもいいだろうし、時計で計測をするならば、時間が来たらぶつと切ってしまうというようなことになるだろうし、そこところは若干幅があってもいいのかなと。おおむね1時間というふうにしておいて、本人が自主的にそこところは延びそうになったらうまく合わせて切るという形にするならば、何も新庁舎を待たんでもできるというやり方があると思うんです。谷口委員のほうから提案があったのは、新庁舎を目指してやろうということではなく、恐らく今の話ならば、できたら早くやったらどうだという提案だったように私は今、とらまえたので、だからやり方はおおむねという時間制限というやることならば、今言った6月は無理にしても、9月からでも12月からでもまたできる方法はあるの違うかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（松本健治） 今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 今回の議員さんになる前、改選前にも私、当時の議運委員長にやってほしいと、一問一答で時間制限を設けてもいいので、回数制限は撤廃をしてほしいということも申し入れをいたしましたけれども、そのときは今やっている状況で特

に問題がないから、それは見送らましようみたいな結論だったんです。改選後になりませんが、ちょっと個人的に事務局長とお話をさせてもらっていたときは、一問一答で回数制限をなくすと、何度も同じ理事者が答弁席に行ったり来たりしなあかんと、その時間が非常に無駄やと。理事者の席にはマイクがございませんので、本会議場。それはそうかなとそのときは思ったんですけれども、それはワイヤレスマイクなりの設備がもしあれば、解決する問題なのかなと。2回目以降は自席で答弁をしてもらおうということも可能なのかなというふうに思っております。それと、基本的に先ほどの議場でのマナー的な問題もございましたけれども、何か3回終わったらもう終わりやというような、それは議員も、理事者のほうも、何かそういう形になってしまっていて、私個人的にはもう少しお聞きしたいと思うようなことでも、もう3回で制限があつて、それ以上お聞きできないというようなずっとジレンマがありますので、新庁舎と言わずに、できれば副議長おっしゃいましたけれども、皆さんで議論する機会を設けていただいて、積極的に導入をしていっていただきたいなと思っております。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口重和） できれば私は早いほうがいいと思うんですけれども、やはり今の議場では、今、今西委員も言ったようにワイヤレスマイクがそりゃあればいいけれども、行ったり来たりの出入りも多いので、できたら新庁舎、そこで今話で詰めて詰めておいて、もう1年したらできるんですから、そこからスタートして、用意もしておいてもらって。私も3回などほとんどしたことがないので、性格的に1回、もしくは2回ぐらいでやめています。性格がこんなやから。それでもできないことはないんです。というのは、それなりの答弁をもらったら1回1回で済むんだから、それは個人の考え方の違いもあるけれども、せやけどやはり、基本的にこういう問題が出て、これが3回、4回、5回ぐらいまで聞いて、それで結論が出るのやったら、それはそれが大事です。やはり、住民目線から見て、何も、学校の子どもの劇やあるまいし、作文読むだけでは、住民もそれは傍聴に来て意味があらへんから、せやから、それも兼ねて私は中身の濃い議会であつていいと思うので、せやから、それだけ言うてるので、私の希望としては決めておいて、新庁舎になったら、そのときに用意スタートをすると、それが一番理想だと思うんですけれども、それは皆さん、おのおの意見が違うので、それはできれば早いほうがいいんですけれども、今の本会議場では、多分ぎくしゃくしてくるのではないかなと思うんです。そういうことです。

○委員長（松本健治） それぞれお話を頂戴したのですが、私はいずれにしても一長一短

があるとか、それから我々こういう1期目の議員からしまして、まず、とりあえずやる、質問に立つ、その事前のいろんな調べ、調査をしながらそういう組み立てでいくわけです。ですから、議場、ここで一般質問をやっていることだけではなくて、事前に得るものとか、そういう事前の調整なんかは非常に大事な部分なので、一つの表現はこれは悪いかもしれんけれども、その一般質問のその状態だけが全てではないので、いろんなことをちょっと考えられるんです。

私は一つの言い方として、こういう形に宇治田原町議会の一般質問の形というのは、ある程度期間を経ながら修練されてきた結果が、一つのこの姿になっているかもしれませんが、ただ、私もそんな長い期間をやっているわけではないのでわかりませんが、そういうものかなと。どこでもそういうものがあるというふうに思っています。だから、議会の実力としてどの姿が一番いいのかというのがもう少し、やはりみんなが考えなくてはあかなというふうに思います。

私はまず、やはりいかにこういう議会に与えられた、議員に与えられたこういう一般質問という機会をどう活用して、展開するかということが大事なので、その手法自体が一番大事なことではないなと私は思っているんです。だから、まずそういうことがちゃんとやれるような議会でないといかなというふうに思いますので、ちょっとあまり早い段階で結論を出すという方向もいいかもしれませんが、もう少し、少なくとも6月の定例会までにはもう少し議論をしながら、その状況によってはということもあるかもしれませんが、そういう期間を経て決めていったらいいのではないかなというふうに思います。

私自身はまず、やはりこういう、その取り組みについて一般質問の取り組みというのはどういうことかというのがやはり、勉強させてもらって、今まで、少なくともそういう質問をしてきた経過があるので、こういうやり方も一つかなと。だから、単に時間、それから回数だけの問題ではなくて、そういうような議員自体がやはりそういう問題も、課題もあるかなというふうに思います。

今、ご提案いただいたそれぞれの内容については、それぞれの大切な部分でありますので、もう少しちょっと検討させていただく時間を経て、方向を決めたいなというふうに思いますがどうでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) 今日議論したことについては、これはまた機会に、議員の皆さん方にもご報告をして、そういう認識を持っていただいて方向性を出していくという、こ

ういう方向にしたいなと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、なければ次に。村山局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、最後はちょっと私のほうからご提案という形でさせていただきたいというふうに思います。資料をお配りさせていただいているんですけども、宇治田原町議会議長の交際費の支出及び公表に関する基準についてということで、議長交際費につきましては今日まで内規として定めておられます町長の交際費の支出基準に合うような形で予算の執行をしております。そしてまた、議長の交際費については、公表については非公表ということで、公表はしておりません。しかし、全国的な流れと申しましょうか、近隣市町の状況から判断いたしましても、いつまでも非公表というわけにもいかず、この間、議長と数回にわたり相談を重ねてきまして、このペーパーの趣旨のところにも書かせていただいておりますけれども、議会を代表して行う議長の議長交際費については適正かつ公正な執行を図るため、必要な事項を定めてというふうにしておりますし、その支出及び公表に取り組んでいくべきであるというふうに判断しているところでございます。

そこで、この基準案というのを作成をさせていただきました。そこには支出項目、また支出範囲等明確に示させていただいております。今後はこの基準をもとに支出また公表を行っていききたいなというふうに考えております。議長にはこの案をご確認をいただいておりますけれども、議会運営委員会のほうにお諮りというか、確認を一度していただいた上で、今後施行してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。そして、裏面に別表がつけてありまして、その次に実際にホームページで公表する際のイメージということで作成もいたしました。そちらもあわせてごらんをいただきたいというふうに思います。

あと、開会の副町長のご挨拶にもありましたけれども、先日は京都新聞に議会改革の今という特集記事の中で、本町議会の取り組み状況を取り上げていただきました。基準の作成であるとか、公表というのもそのうちが取り上げていただいた中での、その開かれた議会というのを目指している、その一つでもあるというふうに考えておりますので、こういう方向で進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

内容はまた見ていただいて、具体的にこんなに出すとかいうふうなことは、今は報告差し上げませんが、基本的には今までから出してきた町長の基準と内容を変えているわけではございません。今までから、ほとんど議長の交際費は弔慰です。誰か亡

くなられた方、行政委員である方とか、元議員であるとかいう方が亡くなられた方があるときに、最近の告別式等でありますと、やはり遥でされることが多いので、生花として1万800円の支出をしているというのがほとんどでございます。もちろんここには慶祝、各団体の総会、記念式典とかいうのもいけますよというふうにはしていますけれども、それを積極的にぼんぼん出しているのかというと、そういうわけではございません。見舞金についても、私が来てからは出した記憶はないです。

ただ、全国的に町長であったり市長、市議会の議長であったり町議会の議長というふうなのを調べていますと、やはりそういった各種団体の総会、記念式典に行かれる場合はやはり、公表されているところは出してはります。ですので、基本的な基準はここに置いて、今後はここにも一部書いていますけれども、社会通念上妥当と認められる範囲の中で支出のほうは行っていきたいというふうに考えておりますので、こういったものを設けてやっていくということにOKをいただきたいなというふうに考えています。以上でございます。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 今局長のほうから説明してもらったとおりなんですけれども、この間ずっと議会改革等でいろんな取り組みをこの議会もされてこられました。そんな中でよく開かれた議会とかいう言葉も出てくるので、まず、議長交際費についてもきちっとした基準を議会として持つておくべきだろうと。町に準じるのではなく、中身は一緒になりますけれども、結果としては。議会としての交際費の支出の基準をちょっと作ってもらえへんかということで、作っていただきました。それとあわせて、4月以降できれば公表もしていこうと。何も後ろ指指されるという言い方はおかしいけれども、そんなものに使っていないというのを胸張って出したらいいと思うので、それは公表していくべきであろうというふうに思いますので、ちょっとその辺りを議長が勝手にやっておるということではなく、一応議運の場でこういうことを考えていますというような報告とあわせて、この基準についてもお気付きの点があれば、まだもうしばらく日がありますので、お気付きの点があったらまた報告いただければ、そこは変えられる範囲は変えていきたいというふうに思います。

それで、中身的にはほとんど弔慰の関係で、本来今までですと家なりでお葬式をされていた場合は5,000円の香典と柩5,000円、合わせて1万円になったのですが、最近式場になって1万円の生花が実質一番安いことになるので、それはもう、合わせ技で生花だけというふうにして1万800円という数字に結果としてなっている

んですけれども。香典はもう、だからポケットマネーということで対応させてもらっています。それと、これは私の個人的な思いなんですけれども、懇親会等、そういうのについても、それはもう、家でご飯を食べようが、そこで食べようが一緒なんやという発想に立つならば、できればあまり公費は使いたくないという思いでこれから執行しているかなというふうに思っております。

ただ、必要によって、ご案内をもらって、お祝い、谷口整で出すとこれは公選法に引っ掛かるので、かといってお祝いの場に会費というように書いて持ってくる、これはもう、けったいな具合で、ちょっとそこところはジレンマがあるんですけれども、今申しましたようにできるだけそういうふうな形で整理はしていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員長（松本健治） ちょっと確認なんやけれども、これ、今までからずっとこういう議長を中心にやってきているわけやね。この内容自体は考え方は変わらないんですか、今までと。例えば、今近いところでは田中議長のころと、内容は今、変わっていないのね。基準は。例えば今後、今言うてはるように生花は何だけれども、そういう行く場合は、例えば、副議長がかわりに行かれる場合があるでしょ。副議長も行かれる場合があるじゃないですか。そうしたら、そのときの今言わはったように花と、それからお香典というのは別にしているわけでしょ、これ。花だけやろ。だから、ポケットマネー言う形で言わはったものね。そうしたら、副議長が代わったとしてもそんななるの。代わりに議長のかわりに行くということはないわけやな。そういうことだね。

○議会事務局長（村山和弘） もし、それを今までみたいに5,000円、5,000円で5,000円の門楹をして、5,000円を議長と書いたやつを持って行ってもらうとしたら、かわりに副議長にそれを持って行ってもらうことになるのですけれども。

○委員長（松本健治） 今西委員。

○副委員長（今西久美子） これは議長交際費から執行されるけれども、生花の札は宇治田原町議会ですよね。議長になるんですか。今までは宇治田原町議会ですよね。町長、議会だったんですよね。

○議長（谷口 整） 町長、議会だったから、それはバランス的におかしいんちゃうかと。町長ならば議長やろし、宇治田原町やったら宇治田原町議会だし、という整理をしてもろたんです。

○議会事務局長（村山和弘） 最近は議長になってます。遥に出したときも宇治田原町議会でずっと出してくれてはって、うちらもあまり確認せんと、いつもどおりでお願いし

ます言うて。

○委員長（松本健治） 原田委員。

○委員（原田周一） ちょっとこの今ぱっと見ただけであれなんですけれども、第4条の別表の一番下、備考の4番、現職議員または自治功労者が逝去したときには、その告別式も議長が弔辞を述べるという、こうなっているんですけども、これは当然相手さんあつての話ですよ。こういう場合になっていたら、どうかいなと思って。これ、敢えて表現されているので。

○議会事務局長（村山和弘） 実はこれを書かせてもらったのが、今まで町の基準です、今もですけども、この供花等というのと香典という欄と、もっといろいろ欄がありました。弔辞という欄があるんです。そこに丸がついていて、それで、過去からそういうふうな形で運用されていたやつを、丸が2カ所しか極端な話、つかへんのやったら下に書いてしまおうという、一列を外してしまっただけです。それで、一番下にこの弔辞を述べるということも書いとかがへんかったら、いつは弔辞を出すのやというふうなことになってきよるので、そこの備考欄に書かせていただいたというふうな感じですよ。

ちょっと、ついでと言つてはあれですけども、ちょっと町当局と違うのは、町長と違うのは、2番なんです。町職員とは、議会議長の場合は管理職以上と議会事務局職員というふうになっているんです。それで、町の場合は町職員なんです。誰でもなんです。それで、議会の議長の場合は、管理職以上、言うたら委員会等で議会に関係してはる職員さんと、そして議会事務局の職員というふうに変えさせてはもろうておりますけれども、これの運用は変えていないんですよ。

○委員（原田周一） 監督職は入るの。

○議会事務局長（村山和弘） 監督職、係長ですか、町職員の係長は入らないですよ。そして、もうちょっといいですか。例えば、その他議長が特に必要と認めるもの、社会通念上妥当と認められる範囲内というふうに書いていますけれども、これが何か生じた場合につきましては、この基準の後にまた議会の会議規則等にもありますけれども、申し合わせ事項というのをどんどん追加していきますので、こういうときはこういう対応をしましたよということになれば、今後はその対応に合わせていくというふうな形で、申し合わせ事項は作つてどんどん追加していこうというふうな形で考えています。

○委員長（松本健治） それと、もう1点、この基準というのは議会の基準というふうなことやね、解釈としては、これの改廃というのは議運でするわけ。

○議会事務局長（村山和弘） いや、違うんですよ。基本的に規則、条例というのは基本的

に議会から提案してもらわなあかんです。それで、ほんまに議案となって審議されるわけですけども、この基準であるとか、その以下のものにつきましては申し合わせみたいなものでして、ここで諮らなければならないとなっているものではないんです。ですので、本会議にかけるとかいうことも一切ございませんので、ただ、議長が、先ほど議長が申されましたけれども、議長が勝手に決めて、ほんならこれに基づいてやっていこうかというふうなのは、ちょっとあれかなということで、今回この議会運営委員会の場でこういったものを作りましたのでという報告と確認を、ですので、僕も迷ったのですけれども、お諮りというか、確認という、諮るものではないんです。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） もし、これで改廃が出てくるのならば、またそれはこういうふうに変えましたという報告はさせていただくという、そういうレベルの話かなというふうに思っているんです。今局長が言ったように、何か知らないけれども、いつの間にかできていて知らなかったではまずいやろうし、一度皆さんにこういう形でいきたいということを基準作りましたという報告も兼ねて報告をさせていただいたということです。

○委員長（松本健治） ただ、この内容自体がああいうホームページには出すわけではないから、この結果の交際費の部分だけオープンにすることやね、これは。その辺がどうかいなと思うんやけれども。そうしたら、何に基づいてそれを出してそれを行っているのという感じやな、それ。他の市町ではどんななっているかちょっと調査しているか。オープンにしているかどうか。

○議会事務局長（村山和弘） 市レベルだと全てオープンにされていますし、町は精華町が交際費ほぼ0なんです、あそこは。久御山町はされています。

○委員（谷口重和） 基準はこうですか、そんなん言うんやろ。これは使えますとか。

○議会事務局長（村山和弘） 基準も出してはるところもあります。別に基準というのを交際費というカテゴリーを作って、基準を載せて、その後何月分にと載せていくこともできますので。

○委員長（松本健治） 一度載せると、やはりその内容は公表したということだから、その辺のことがちょっと気になるのだけれども、こういう基準というのがホームページではっきりと明記された内容ではない、そういう内容のものでありながら出していくと、一回オープンにしたら残るからな、これは。その辺がちょっとどうなのかなという気がするんだけれども。

○委員（原田周一） 今委員長が言い合ったように、こっちが結果だけ載せてやったら、

当然見る人が見たら、じゃ、どんな基準やと。この基準がわからへんわけやから。それで、答えるほうはいや、基準どおりやっていますと。極端な話ね、言うことを言うんやけれども、例えばこの3月分、議長交際費で見たら茶製組合通常総会お祝いって、お茶に関する組合言うのか、そういうような、ほかにもいろいろありますよね。ほかにも。議長が招待されているかどうかは知りませんが、あそこには出していて、わしのところには出さんのかみたいな、似通ったようなあれがあると、それは見る人が見たら。あるいはこの供花についても一緒だと思うんです。だけど、結局そのそういう質問があったら、いやいや、実は基準がありますのやと、基準に載ってやっていますと言ったって一般の人はわからへんから、その辺りがどうかなという感じはします。

○議長（谷口 整） 今のお祝いの話は、総会のご案内いただいたところがそこだったというだけのことで、案内もらっていないと、町長なんかはいっぱいありますけれども、議長に案内が来るのは比較的少ないので、案内をもらってへんところに行くわけにもいきませんしということなんです。だから、そのほかの団体が何で私のところにないないということには、これはならんやろというふうに思います。

○委員（原田周一） それはまた逆なんです。結局言いたかったのは何なんだと言え、こうやって出ているのやったら、招待状1枚だけやったらどンドン出そうかと、極端な話です。裏返したらね。

○委員長（松本健治） こういう今まで議長が替わられて、こういう形でオープンにきちっとされて対応しはるということについては、いいことやと思うんですけれども、基準というのはどの位置付けかなということでもちょっと確認したところ、そういう背景があったものをこうやってオープンにすることによって、ちょっと後どうなのというのが、ちょっと気になったので申し上げただけけれども、中のルールだけで済ますような感じでやらはるのやったらええものの、そういうことが気になる、それは事実ですわ。だから、今議長がお感じになって、こういうのもオープンにしていこうという、そういうスタンスはいいんやけれども、ちょっとそこだけで、以降の問題もこれはずっと出て来ることやから、やや気になるのがその辺ですわ。

○委員（原田周一） 逆に全協の範囲だけでいいんとちゃう。例えばこういう収支を報告するということであれば。

○委員長（松本健治） 議長。

○議長（谷口 整） 先ほども言いましたように、今までからもそんなにおかしな、おかしなという表現はおかしいですけれども、そういうようなものに使われてきたわけでも

ないし、私に替わってまたころっと違うような出し方をしようとしているわけでもないし、このように議会の交際費もきっちり基準に基づいて、ちゃんとしているんですよというのは広く知ってもらっても全然問題ないと思いますし、また、逆にこれから、これ以上に増えていくことはないと思うんです。減ることは、減るかどうかはわからんけれども、減ることはあっても、新たにこれ出しましょう、あれ出しましょうということはないと思うので、これを公表することによって、後々ハレーションを起こすかと言ったら、そのリスクという心配は少ないように思うんです。だから、そこはちゃんとやっています、変なものには使っていませんということを出すべきだということで、私は提案させてもらったんですけれども。

○委員長（松本健治） そうしたら、事務局に提案していただいたり、議長に補足してもらったように、この議運として何らかのことが今後、今現在ではわかりませんが、運用については何かある場合は、ちょっと諮っていただくということで、議員が共通認識を持っておくということで、そういうふうにしましょうか。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 執行状況をホームページに載せるのであったら、基準も、こういう基準で出しますということで、基準も一緒にアンダーラインが引けるようにして載せておいたらいんじゃないですか。執行状況だけ載るよりも、こういう基準ですと。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今の今西委員のそのとおりで、やはりこの執行状況だけでは、どこでどういうふうに使っているか、これまた逆に不安がられる面もあるので、やはりこの基準だけをきちんと謳っている、そこへ執行状況を載せていくと理解もできるので、これはぜひとも、基準は必要だと思います。以上です。

○委員長（松本健治） 今、それぞれちょっと今西副委員長、それから谷口委員も出されましたけれども、やはり基準についても一応わかるようにしておいてもらうということで、その結果こういう形で運用したということを報告すると、こういう形にしましょうか。何らかのある場合は、我々この議会運営委員会として対応するというにしましょう。

以上でございますが、ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。以上、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3 時 0 2 分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治